

ほごしゅきさま
保護者様

大和市立桜丘小学校
校長 二見 明子

インフルエンザと診断された場合の出席停止について

『インフルエンザについては、学校保健安全法により出席停止
扱いとなっています。』

インフルエンザによる出席停止期間は、欠席となりませんので、
ゆっくり療養してください。

① 医師の診断を受け、「インフルエンザ」と診断される。

② 出席停止の期間は

発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで、
または医師が決めた期間

これに基づき学校長が出席停止を決定。

発症後5日とは…インフルエンザの症状が出現した日を
発症日とし、その日は含めず、翌日から5日を
経過するまでです。

③ この用紙のキリトリ線の右側「インフルエンザ治ゆ届」に
記入し登校時に学校に提出する。

(保護者記入で、医療機関の証明は不要)

インフルエンザ治ゆ届 桜丘小学校

インフルエンザにかかりましたが、医師の診断により、
治ゆと認められましたので、次のとおり届けます。

年 組 氏名

発症日 年 月 日

(発症日とは症状が出た日です)

病院名

(病院の証明は必要ありません)

休んだ期間 月 日より

月 日まで 日間

*.インフルエンザの型は? (A B 不明)

*どのような症状がでましたか?当てはまるところに記入又は
○印をつけてください。

1. 発熱 (. °C)
2. 頭痛
3. 倦怠感
4. 咳
5. 咽頭痛
6. 下痢
7. 腹痛
8. 嘔吐
9. その他 ()

年 月 日

保護者氏名

印

キ
リ
ト
リ
線